

○国立大学法人宮崎大学学長選考規程

〔平成16年4月1日  
学長選考会議決定〕

改正 平成26年11月19日 平成30年4月13日  
令和4年2月3日 令和5年6月19日  
令和6年6月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人（以下「本法人」という。）宮崎大学学長選考・監察会議規程第2条第2項の規定に基づき、学長候補者の選考及び任期に関し必要な事項について定める。

(学長候補者の選考)

第2条 学長候補者の選考は、国立大学法人宮崎大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が国立大学法人宮崎大学学長選考細則第2条第1項第3号に定める求めるべき学長像に基づき行う。

(選考時期)

第3条 学長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了する日の1か月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合には速やかに行う。

(選考方法)

第4条 学長選考・監察会議は、別に定める学長候補被推薦者の推薦、学長候補適任者の選出、意向投票及び面接を行い、学長候補者を選考する。ただし、現に学長である者が学長候補適任者となり、他に学長候補適任者がいない場合には、意向投票を実施しないことができる。

(辞退)

第5条 学長候補適任者として選出された者は、選考の途中で辞退することはできない。ただし、学長選考・監察会議がやむを得ない事由があるものとして、その辞退を承認した場合は、この限りではない。

(任期)

第6条 学長の任期は3年とし、再任を妨げない。再任の任期は3年とする。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(公表)

第7条 学長選考・監察会議は、学長選考の公正性、透明性を確保するため、選考過程、選考結果及び選考理由について公表する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学長選考に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本法人の設立時に任命されたものとされる学長の任期は、第7条の定めにかかわらず平成17年9月30日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年11月19日から施行する。
- 2 この規程改正の際現に学長である者の任期は、第6条本文の規定にかかわらず、平成27年9月30日までとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 6 年 10 月 1 日に学長となる者の任期は、令和 9 年 3 月 31 日までとし、引き続き再任される場合であっても 1 回限りとし任期は 3 年とする。
- 3 前項の場合において、この規程の施行の際、現に学長である者が引き続き令和 6 年 10 月 1 日に再任される場合は、任期満了後に再度引き続き再任されることはできない。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 19 日から施行する。